

令和 3 年 6 月 28 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17H02471

研究課題名（和文）サステナブルな社会の実現に向けたコーポレート・ガバナンスにおける役員構成の意義

研究課題名（英文）The role of the board in the corporate governance to contribute to the sustainable society

研究代表者

小塚 莊一郎（Kozuka, Souichirou）

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：30242085

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,000,000円

研究成果の概要（和文）：ボード（取締役会及び監査役会）の多様性の要請や、社会のサステナビリティを実現するようなコーポレートガバナンスへの期待は、経営効率性のモニタリングという従来のコーポレートガバナンスとは異質であるように見える。しかし、サステナビリティへの要請は、経営者が裁量権を持って利害関係者（ステークホルダー）の利害を調整するというかつてのコーポレートガバナンスに逆戻りするのではなく、独立社外者による業務執行のモニタリングを一層厳格に求めるものであり、また、ボードの多様性は、そうしたモニタリングを行うボード構成員が有すべき能力（スキルセット）の問題としてとらえることができることが解明された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本のコーポレートガバナンス改革は、2010年代に入って、ステークホルダーを重視した「日本型経営」から脱却し、資本市場から経営効率性の評価を受けるという仕組みを導入する形で進行し、日本経済の再生に一定の役割を果たした。しかし、そこには、地球環境問題や人権問題などのサステナビリティに対する視点が欠けていた。本研究の開始後、日本でもサステナビリティ（ESG、SDGs）に対する理解が急速に広がったが、本研究は、いち早く海外の動向を紹介し、またそうした動きに理論的な位置づけを与えたという点で、大きな意義を持ったと自負している。

研究成果の概要（英文）：The new trends in corporate governance, namely the requirement of diversity of board members and the orientation towards sustainability, appear to be inconsistent with the corporate governance focusing on the monitoring of corporate performance. This research has revealed that such is not the correct understanding. The sustainability orientation does not demand going back to the stakeholder model of corporate governance, under which the manager enjoys wide discretion to coordinate various stakeholders' interests. Rather, monitoring of the management by independent outsiders is all the more required. The issue of diversity of board members can be understood as the necessary skill set of board members to conduct such monitoring effectively.

研究分野：会社法

キーワード：会社法 ダイバーシティ（多様性） サステナビリティ 実証研究 ESG ESG投資 SDGs
コーポレートガバナンス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究を開始した平成29年当時、日本の公開会社においては、独立社外取締役の導入を軸としたコーポレートガバナンス改革が、ようやく定着しようとしていた。そして、研究代表者及び研究分担者は、それ以前に行っていた共同研究(科研費・基盤研究(B)課題番号24330027)を通じて、コーポレートガバナンスにおける役員構成(どのような属性を持つ者が取締役・監査役となるかという問題)の意義は、取締役会及び監査役会(以下、両者を併せて「ボード」という)に期待される役割によって変わり得ることという知見を得ていた。しかし、現実には、ボードが果たす可能性がある役割には、経営効率性のモニタリングや利益相反のモニタリング、違法行為(コンプライアンス)のモニタリング等の多様なものがあるにもかかわらず、それらが明確に区別されないまま、漠然とした独立社外取締役への期待が肥大化し、制度改革が進行していくことに対して、問題意識を抱いていた。

(2) 他方で、2010年代に入ると、欧州(EU)を中心として、ボードにおけるジェンダーの多様性や、ボードの活動を通じたサステナビリティの実現に対する関心が高まり、それらを実現するための制度改革が行われるようになった。こうして、それ以前に認識されていたボードの役割とは明らかに異質なものであり、とくに、ボードによる経営効率性のモニタリングとはトレードオフの関係に立つという可能性も感じられた。これらの要請は、2018年及び2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂により日本にも導入され、現在では、(少なくとも表面的には)広く受け入れられるようになっている。2021年時点で、ほとんどの上場会社は一人以上の女性を取締役として任用しており、また「ESG投資」「ESG経営」「SDGs」といった言葉を新聞紙上で見ない日はないと言ってよい。しかし、本研究を開始した当時は、日本では、まだ目新しい概念であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記のような背景をふまえ、改めてコーポレートガバナンスにおけるボードの役割を機能的に分析し、かつ実証研究を行うことで、ボードに対する新たな要請を理論的に位置づけることであった。具体的には、(1)ボードに多様性(ダイバーシティ)を求めることは、ボードに期待される役割をどのように位置づけていることになるのか、(2)コーポレートガバナンスを通じてサステナビリティを実現するという主張は、ボードの構成にどのような要請をもたらすのか、そして、(3)ボードの多様性およびボードを通じたサステナビリティの実現という新しい要請は、これまでボードに期待されてきた役割(とりわけ、日本における2010年代前半の改革の焦点であった経営効率性のモニタリング)に対して、どのような関係に立つのか、といった点を解明しようとして本研究は開始された。

3. 研究の方法

本研究の方法は、第一に、「ボードの多様性」及び「コーポレートガバナンスを通じたサステナビリティの実現」に関する海外動向の調査である。これは、法学分野で伝統的に用いられてきた外国法研究の手法である。もっとも、こうした議論に関しては、たとえば欧州では北欧諸国が先行しており、またアジアやアフリカなどでもさまざまな取り組みが行われるなど、注目すべき動きが見られる。それらの諸国について、一次資料をあたることは、資料の入手可能性や言語の障壁などにより困難が大きいものの、国際シンポジウム等を通じて、情報収集に努めることとした。

第二に、本研究では、実証研究の手法を用いた。とくに、国内を中心として、企業経営者や機関投資家などの実務家にヒアリングを行い、「ダイバーシティ」や「サステナビリティ」といった言葉が実際にはどのような意味で受け止められているのかということを解明したり、監査役に対するアンケート調査を分析することにより、取締役会と比較して、従来、実態の解明が進んでいなかった監査役会によるモニタリングの実質を明らかにしたりしている。また、計量的な実証分析の手法により、そもそも日本の公開企業におけるモニタリングはどの程度実効的に行われているのかを分析することも行った。

第三に、以上の分析によって得られた知見を、国際的な比較の中に置くことで、日本の状況がグローバルな議論や制度化の進行状況の中で持つ偏差を明らかにすることを試みた。これは、(外国法研究とは区別された)狭義の比較法研究である。国際シンポジウムに参加してプレゼンを行い、機会が与えられれば、他のシンポジウム参加者とともにその内容を書籍として刊行するという方法により、この比較法研究を進めていった。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果として、まず、ボードに期待する役割を自覚的に議論することの重要性が、改めて明らかになった。冒頭にも述べたとおり、本研究を実施する間に、日本でもボードの多様性(少なくともジェンダーにおける多様性)や、サステナビリティを意識した経営は、実務界において広く受け入れられるようになった。しかし、たとえばジェンダーの多様性は、「女性の活躍推進」という政策に対応する形で進められたため、企業組織内において、女性を上級管理職に登用し、さらに執行役・執行役員や取締役任用するという対応(ボード構成員を業務執行者として位置づけ、いわば内部者の「昇進」ルートを女性に開くという考え方)と、社外の女性を独立社外取締役・監査役に任用するという対応(ボード構成員を経営監督者として位置づけ、監督の視点を「多様化」するという考え方)に分かれている。後者の対応は、コーポレートガバナンスについての従来の考え方と連続性が強いが、企業組織内の女性から見ると、業務執行の中核は女性に開かれていないように映る。他方、前者の対応は、ボードを業務執行者から独立したモニタリング組織とするというコーポレートガバナンス改革の方向には逆行する可能性がある。このように、ボードに期待される役割を自覚的に議論しないまま、表面的な女性役員の人数を増やしても、コーポレートガバナンスの実質的な改善にはつながらないという可能性が高い(Kozuka (2019))。

(2) サステナビリティとコーポレートガバナンスの関係については、関係者間で認識や受け止め方の差が大きいことが、ヒアリング調査から明らかになった(大杉(2019))。グローバルな議論では、英国の「啓蒙された株主価値」の概念に示されるように、コーポレートガバナンスを株主価値から議論するという前提をふまえた上で、気候変動や生物多様性といった問題に対して、開示などの行為規範が策定されつつある(梅村(2020))。これに対して、日本では、「三方よし」といった言葉により、内容を曖昧にしたままで「環境への配慮」「ステークホルダーの利益」に言及されることが多く、ともすれば、ステークホルダー主義の名のもとに経営者がモニタリングを受けない裁量を持つという、コーポレートガバナンス改革以前の状態に逆行するおそれさえ感じられる。経営者に対するボードのモニタリングというコーポレートガバナンスの基本的な枠組を堅持した上で、サステナビリティの実現は長期的な株主利益と一致するのか、株主の利益のみの追求がもたらす外部性(外部不経済)を修正することであるのか、あるいは、株主が持つ利潤の最大化以外の選好を反映することを意味するのか、といった点を十分に議論する必要があることが、本研究を通じて明らかにされた(小塚(2021))。そうした議論がないままに、「サステナビリティ」や「SDGs」などの用語が独り歩きする現状は、きわめて危険である。

(3) ボードにおける多様性と、コーポレートガバナンスによるサステナビリティの実現に共通して観察される現象として、日本では、それらの要請が法制度に取り入れられず、コーポレートガバナンス・コード等のソフト・ローと、その他の政策(任意の取組みの推奨や先進的な取組み事例の表彰など)によって進められていることが指摘できる(Kozuka (2020))。上記のように、概念整理やボードの機能論が深化しないままに制度化されることには弊害もあり得るので、このように「ソフトな」対応も、一概に否定されるべきものではないかもしれない。しかし、制度によって担保されないことが、逆に概念や機能に関する議論が深められない理由になっているようにも思われる。この点で、欧州のようにサステナビリティに関する取組みをボードの義務として制度化し、それに関する開示を義務づけたり、取締役の注意義務の内容として明記したりする方法は、日本でも検討されてよい。

(4) サステナビリティの問題は、地球環境問題(とりわけ気候変動問題)として認識されることが多いが、労働環境などの人権問題も重要である(松井(2019))。近年では、AI(人工知能)が経済活動の中に浸透しているため、AI倫理という意味での人権問題も、サステナビリティの文脈に含まれる。日本では、「ビジネスと人権」に対する取組みはようやく緒に就いたばかりであるが、ここでも、経営効率性のモニタリングという従来のコーポレートガバナンスとの関係を明確に整理して取組みを行うことが必要である。

(5) 以上のようなさまざまな論点の検討を通じて、本研究は、結局のところ、伝統的な意味におけるコーポレートガバナンスの重要性を強調することに帰着した。これは意外であるかも

しれないが、地球環境問題であれ、人権問題であれ、サステナビリティを効果的に実現するためには、業務執行に対するモニタリングが十分に行われなければならない、そのためには、経営者が大きな裁量を持つのではなく、むしろ経営者の判断が独立の社外者を含むボードにより実効的に審査されることが必要なのである。また、経営効率性に問題を抱えた企業は、結局のところ、サステナビリティの実現においても成果を上げることはできていないと言える。そして、そのようなボードによるモニタリングに際して、ボードの多様性は、ボード構成員がどのような能力を持つべきか(スキル・セット)という問題の一部をなすと考えられる。こうして、ボードの多様性と、ボードによるモニタリングを通じたサステナビリティの実現という課題は、コーポレートガバナンスの理論に接続することができるということを、本研究は明らかにしたのである。

<引用文献>

梅村悠 (2020) 「気候変動リスクと企業法の課題 - 英国法との比較を通して」上智法学論集 63 (4) 17-54

大杉謙一 (2019) 「ESG 経営・ESG 投資の現状と仮説：日本と欧・米」ディスクロージャー & IR 9, 155-167

小塚荘一郎 (2021) 「AI 原則の事業者による実施とコーポレートガバナンス」情報通信政策研究 4(2), 25-43

松井智予 (2019) 「労働法と会社法：雇用・役務提供契約と会社経営者のリスク認識」論究ジュリスト 28, 43-49

Kozuka, Souichirou (2019) "Diversity in Japanese Companies' Boardroom: Sign of Shifts in the Japanese Model or Corporate Governance Reform as a Fashion?", *European Business Law Review* 30 (2) 223-236.

Kozuka, Souichirou (2020), "Corporate Governance Reform, Social Norms and Sustainability in Japanese Companies", in: *The Cambridge Handbook of Corporate Law, Corporate Governance and Sustainability* (Beate Sjafjell & Christopher Bruner (eds)), Cambridge University Press, 446-459

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大杉 謙一	4. 巻 144
2. 論文標題 できる!?! 各社のガバナンス改革	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 会社法務A2Z	6. 最初と最後の頁 8-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉 謙一	4. 巻 1537
2. 論文標題 「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(グループガイドライン)」の意義：その実務と理論へのインパクト	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 71-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松中学	4. 巻 73 (3)
2. 論文標題 社外取締役の活用等－選任義務づけと業務執行の委託	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 42-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松中学	4. 巻 2218
2. 論文標題 変わるものと変わらないもの－『2019年版株主総会白書』を読んで	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 4-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅村悠	4. 巻 63 (4)
2. 論文標題 気候変動リスクと企業法の課題 - 英国法との比較を通して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上智法学論集	6. 最初と最後の頁 17-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宵 鵬・高橋 秀朋・田中 亘	4. 巻 19-J-050
2. 論文標題 政策保有社外役員工作と企業価値	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 RIETIディスカッション・ペーパー	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Souichirou Kozuka	4. 巻 -
2. 論文標題 Corporate Governance Reform, Social Norms and Sustainability in Japanese Companies	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 The Cambridge Handbook of Corporate Law, Corporate Governance and Sustainability (Beate Sjafjell & Christopher Bruner (eds))	6. 最初と最後の頁 446-459
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Souichirou Kozuka	4. 巻 30(2)
2. 論文標題 Diversity in Japanese Companies' Boardroom: Sign of Shifts in the Japanese Model or Corporate Governance Reform as a Fashion?	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 European Business Law Review	6. 最初と最後の頁 223-236
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松中学	4. 巻 1521
2. 論文標題 (時論) 会社法改正と規律の方法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 70-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松中学	4. 巻 70(7)
2. 論文標題 求められる『資質』『連携』とは? - 監査役等の機能発揮	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 50-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松中学	4. 巻 153(6)
2. 論文標題 最決平成29年2月21日 (民集71巻2号195頁) 判批	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1002-1015
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅村悠	4. 巻 204
2. 論文標題 ユニバーサル・オーナーとしての生命保険会社とステewardシップ責任 : 気候変動リスクへの対応を中心として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 生命保険論集	6. 最初と最後の頁 101-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅村悠	4. 巻 62(3=4)
2. 論文標題 ESG経営と経営者のコミットメント：ISOマネジメントシステム規格改訂の意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 上智法学論集	6. 最初と最後の頁 113-127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Sumio Saruyama, Peng Xu	4. 巻 19-E-001
2. 論文標題 Going Concern Notes, Downsizing, and Exit	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 RIETI Discussion Paper	6. 最初と最後の頁 1-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井智予	4. 巻 28
2. 論文標題 労働法と会社法：雇用・役務提供契約と会社経営者のリスク認識	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 43-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉謙一	4. 巻 なし
2. 論文標題 取締役の株主に対する義務	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 徳本穰，徐治文，佐藤誠，田中慎一，笠原武朗 編『会社法の到達点と展望：森淳二朗先生退職記念論文集』	6. 最初と最後の頁 111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉謙一	4. 巻 なし
2. 論文標題 会社法研究と実務展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 伊藤眞・加藤新太郎・永石一郎編『これからの民事実務と理論』	6. 最初と最後の頁 180-202
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉謙一	4. 巻 9
2. 論文標題 ESG経営・ESG投資の現状と仮説：日本と欧・米	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ディスクロージャー & IR	6. 最初と最後の頁 155-167
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井智予	4. 巻 18 (3)
2. 論文標題 Next Issueはどこにある？ 海外の今を読む(最終回) 企業における女性登用の潮流	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 125-129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松中学	4. 巻 70 (2)
2. 論文標題 法律の視点からみる相談役・顧問—インフォーマルな制度に対する法の限界	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 45-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大杉謙一	4. 巻 89 (6)
2. 論文標題 東芝問題を考える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石田猛行・大杉謙一・吉村典久・辰巳郁	4. 巻 17 (12)
2. 論文標題 「相談役・顧問制度」の是非を問う	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 59-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 Souichirou Kozuka
2. 発表標題 Global Developments towards the Corporate Sustainability and Practices and Standards in Local Capital Market
3. 学会等名 Corporate Social Responsibility in a Globalized World (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Souichirou Kozuka
2. 発表標題 Corporate governance as fashion? Japan's efforts to change the "insiders' community"
3. 学会等名 2018 International Corporate Governance and Law Forum (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Souichirou Kozuka
2. 発表標題 Corporate governance reform and social norm as drivers for public companies' commitments to sustainability: the case of Japan
3. 学会等名 Cambridge Handbook Symposium (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 胥鵬(Peng Xu)
2. 発表標題 Risk Taking and Firm Growth in Small Businesses
3. 学会等名 WEAI 92nd Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 梅村悠
2. 発表標題 ユニバーサル・オーナーとしての生命保険会社とスチュワードシップ責任 気候変動リスクへの対応を中心として
3. 学会等名 生保関係法制研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	松中 学 (Matsunaka Manabu) (20518039)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	梅村 悠 (Umemura Yu) (50439329)	上智大学・法学部・教授 (32621)	
研究分担者	胥 鵬 (Xu Peng) (60247111)	法政大学・経済学部・教授 (32675)	
研究分担者	松井 智予 (Matsui Tomoyo) (70313062)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授 (12601)	
研究分担者	大杉 謙一 (Osugi Ken'ichi) (80233112)	中央大学・法務研究科・教授 (32641)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関